



# 暮らしの環境

## ごみ

問 環境管理課 ☎33-5003

### ごみの分別

区分	もえるごみ (週2回・有料)	もえないごみ (月1回・有料)	粗大ごみ (リクエスト収集・有料)
収集日	必ず収集日の午前8時30分までに自治会などで定められた場所に出してください。		毎週水曜日(祝日をのぞく) リクエスト時に調整します。
ごみの種類例	台所の生ごみ、紙くず・紙コップ、ゴム類、プラスチック製品・容器・トレー、布くず、ビデオテープ・カセットテープ、CD・DVD、長靴、靴、皮革製品類、かばん、ビニール類など	小物金属類、金属製おもちゃ、空びん類(薬品用・油用など)、破損びん、ガラス類、電球、せともの類、傘、包丁など 	指定ごみ袋に入らないもののうち、家電製品、家具類、自転車、長尺類、物干し竿、ストーブなど 
出し方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必ず可燃用指定ごみ袋に入れて出してください。</li> <li>●正しいごみの出し方ルールを意識向上推進のため、ごみ袋への氏名記入にご協力ください。</li> <li>●台所ごみ類は、水分をよく切って出してください。</li> <li>●悪臭の拡散を防ぐため指定袋の口をよくしばって出してください。</li> <li>●正しくごみを分別できていないものは収集できません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必ず不燃用指定ごみ袋に入れて、氏名を記入のうえ出してください。</li> <li>●スプレー缶・カートリッジボンベ缶・使い捨てライターは必ず使い切ってガスが残っていないことを確認し、ガス缶類は穴をあけてから出してください。</li> <li>●カン・びん類は、必ず中身を抜いてから出してください。</li> <li>●包丁・ナイフなど刃物類及びわれものは、厚紙に包んでいただき、赤マーカーなどで「注意」と表記してください。</li> <li>●正しくごみを分別できていないもの及び、氏名記入がないものは収集できません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●粗大ごみ1点につき1枚の粗大ごみ収集利用券を購入していただき、電話かFAXで収集依頼をしてください。収集日をお知らせしますので自宅前など(2階建て以上のアパートの場合は1階まで降ろしてください)に出してください。</li> <li>●1回の依頼で最大5点まで出していただけます。</li> </ul>

#### 指定ごみ袋と粗大ごみ収集利用券の販売

指定ごみ袋と粗大ごみ収集利用券は、「田原本町指定ごみ袋取扱店」で販売しています。

#### 町で収集や処分ができないもの

エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、バッテリー、プロパンガスボンベ、農薬類、農業用機械器具類(部品・付属品含む)、浴槽、温水器、仏壇、神仏用具、ペン

キ類、廃油類、消火器、ドラム缶、耐火金庫、バイク(部品含む)、自動車部品、業務用機械類(ミシン・冷蔵庫など)、ピアノなど

→購入業者に引き取ってもらってください。

建築廃材、土、石、ブロック、コンクリート、タイル、瓦、植木、材木、灰、その他産業廃棄物に類するものなど

→処理業者に引き取ってもらってください。



暮らしの環境

## 粗大ごみで注意が必要なもの

- ソファ、マットレス……スプリングが内蔵されたものをそのまま出す場合、1点につき4枚の粗大ごみ収集利用券が必要です。スプリングを分離して出す場合は、1点につき1枚の粗大ごみ収集利用券が必要です。
- 植木の枝…長さ1m以内、厚さ10cm以内にしてひもでしばってください。
- ベッドの枠や組立式物置…分解してください。

## ごみの直接持ち込み

家庭から出たごみは、清掃センターへ直接持ち込むことができます。(可燃・不燃・粗大・資源・有害ごみに正しく分別したうえで持ち込んでください。正しく分別されていないごみは、持ち帰っていただきます)

**受付日時** 月～金曜日(祝日を除く)／午前9時～午後3時30分(正午～午後1時を除く)

**料金** 一般家庭からのごみ…10kgごと50円(10kg未満は10kgとみなします)

- ※直接持ち込みの場合、袋の指定はありません。
- ※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。
- ※中身が散乱しないよう指定袋の口をよくしばって出してください。
- ※1日のごみの持ち込み量は、基本軽トラック1台分程度でお願いします。それ以上の量になる場合は、事前にご相談ください。

区分	資源ごみ (月1回)		
	カン	びん	ペットボトル
時間	必ず収集日の午後1時までに自治会などで定められた場所に出してください。		
ごみの種類例	飲料用・酒類用・缶詰類用で  マークの入っているもの (注)飲料用・酒類用・缶詰類用以外の缶は、もえないごみに出してください。	酒類用・調味料用・飲料用・化粧品用  (注)酒類用・調味料用・飲料用・化粧品用以外のびんは、もえないごみに出してください。	飲料用・酒類用・調味料用(しょう油・みりん・酢)で  PET マークの入っているもの (注)飲料用・酒類用・調味料用以外のペットボトルは、もえるごみに出してください。
出し方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●缶は中をよく洗って、透明の袋に入れて出してください。</li> <li>●異物を入れないでください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●びんは、キャップ・王冠をはずして中を洗って、透明か半透明の袋に入れて出してください。</li> <li>●リターナブルびん(酒・しょう油の一升びん、ビールびん、牛乳びんなど)は販売店などに引き取ってもらってください。</li> <li>●異物を入れないでください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペットボトルは、キャップ・ラベルを外して中を洗って、透明の袋に入れて出してください。</li> <li>●異物を入れないでください。</li> </ul>
区分	資源ごみ (月1回)		有害ごみ (6ヵ月1回)
	古新聞・紙パック	ダンボール・古雑誌・ミックスペーパー・古着	
時間	必ず収集日の午後1時までに自治会などで定められた場所に出してください。		必ず収集日の午後1時までに自治会などで定められた場所に出してください。
ごみの種類例	古新聞(新聞の折り込み広告を含む)  紙パック(異物を混ぜない。内側が白色でないものや、プラスチックの注ぎ口などは混ぜないでください) 水でよくすすいだ後、切り開いて乾燥させ、ひもでしばって出してください。	ダンボール・古雑誌(本・雑誌・パンフレット)・ミックスペーパー(紙リサイクルマークのついたもの・封筒・紙袋など)・古着(和服・洋服・子供服) ※古着として、下着・靴下・破れや汚れがひどいものは再資源化できないため「もえるごみ」の日に出してください。  紙リサイクルマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●蛍光灯、乾電池、体温計(水銀を使用しているもの)など</li> <li>●中身の見える袋(透明の袋)に入れて出してください。</li> <li>●白熱電球やライターは入れないでください。</li> </ul> 
出し方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●袋などに入れないで、ひもでしばって出してください。</li> <li>◎なるべく、地域の子ども会・学校PTAなどの資源回収をご利用ください。</li> </ul>		

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

## 犬や猫などのペットの死体処理について

飼い犬・飼い猫などの小動物の死体を、ご家庭で処理できない場合は、箱や袋に入れて清掃センターへ持ち込んでください。

1頭(匹)につき

500円

受付時間

月～金曜日(祝日をのぞく)  
午前9時～午後3時30分(正午～午後1時をのぞく)

## 環境・リサイクル

問 環境未来推進課 ☎33-1660

### 資源回収補助金交付制度

資源(古新聞、雑誌、アルミ缶など)の回収活動を行う町内の自治会、生活学校、子供会及びPTAなどの地域住民で組織する営利を目的としない団体で、資源回収活動を年度内に2回以上自主的に行う事ができる団体に対し、補助金を交付します。

### ゆずります・ゆずってください(不要品情報交換サイト)

家庭で使用可能ながら不要になった物を町で受け付け、HPで公開、譲り受けを希望する方へ情報提供し、また譲ってほしいものについての情報もHPに掲載することができます。町HP内のリンクからご利用可能です。  
※利用されたい方は、HP内の「ゆずります・ゆずってください」からご利用ください。

### 剪定枝粉碎機の無料貸出(最長5日間)

庭木などの剪定で発生する枝葉を、粉碎机によりチップ化し、堆肥の原材料や雑草の発生抑制などに利用してみませんか。剪定枝粉碎机を無料で貸出しています。  
※事前に電話で空き状況を確認の上、ご予約ください。  
※機械が約25kgあり、車への積み下ろしができる方で手続きをお願いします。

### 家庭用電動生ごみ処理機の無料貸出(最長4週間)

家庭で使用する電動生ごみ処理機の購入を検討している方、興味がある方へ、購入の際に参考にできるよう、無料の貸出を行っています。

※事前に電話で空き状況を確認の上、ご予約ください。(購入の際には、助成があります。予算に限りがありますので電話にてご確認ください。)

### 家庭用生ごみ処理機器購入助成制度

家庭用生ごみ処理機器(コンポスト等を含む)の購入費の一部を助成します。

補助金の額は、1台の購入価格(消費税を除く)の2分の1に相当する額です。

限度額(100円未満は切り捨て)

家庭用電動式生ごみ処理機 30,000円

家庭用生ごみ処理容器等(コンポスト等) 3,000円

### たわらもと ごみ分別アプリ

資源・ごみに関する疑問をサポート!!

アプリの主な機能

- ごみカレンダー
- ごみ分別辞典
- ごみの出し方
- 町からのお知らせ配信



iOS端末用  
(iOS9.0以上)



Android端末用  
(Android4.0以上)



暮らしの環境

**発見!**

### わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましよう。

感知式の水道蛇口



自動で水が出る

握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム



直感的に内容を伝える

図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。

## 使用済み小型家電リサイクル

使用済み小型家電製品に含まれる金や銅、レアメタルなど有用な金属をリサイクルするため、公共施設等にボックスを設置し、無料で収集しています。

### 収集対象品目

電話機（ファクシミリ含む）、携帯電話、パソコン、携帯型ラジオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、DVDレコーダー/プレーヤー、音楽機器（MDプレーヤー・CDプレーヤーなど）、携帯音楽プレーヤー（フラッシュメモリ・HDDなど）、ICレコーダー、補聴器、補助記憶装置（USBメモリなど）、ハードディスク、電子辞書・電卓、理容用機器（ヘアドライヤーなど）、ゲーム機（据置型・携帯型など）、これらの付属品（ACアダプタ・リモコン）など

### 収集できないもの

テレビ、電池、充電電池など

### 投入できる大きさの目安

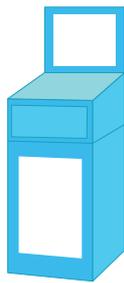
縦…20センチメートル

横…35センチメートル

奥行き…40センチメートル

※ボックスに入らないものは、回収できません。

※コードは切って入れてください。



## 廃食用油リサイクル

使用済みの食用油を業者に引き取ってもらい精製し、バイオディーゼル燃料として町が保有するバイオディーゼル車に使用しています。

### 注意事項

- 業務用の使用済み食用油や、灯油などの揮発性燃料は対象外です。
- 揚げカスなどを取り除き、ペットボトルなどに入れてお持ちください。

## 収集拠点一覧

	使用済み 小型家電	使用済み 食用油	使用済み 歯ブラシ	使用済み インク カートリッジ	使い捨て コンタクト レンズ空ケース	使用済み 使い捨て カイロ	ペットボトル
町役場	●	●	●	●	●	●	●
青垣生涯学習センター	●		●	●	●	●	
ふれあいセンター	●	●	●			●	
老人福祉センター	●	●	●			●	
保健センター	●						
町商工会	●						
笠縫駅前駐輪場	●						
町社会福祉協議会		●					
JAならけん(しき支店、多出張所、川東営農経済センター)		●					
清掃センター	●		●	●			

## 使用済み歯ブラシリサイクル

収集した歯ブラシは専門業者により植木鉢にリサイクルされ、教育支援や地域支援に活用します。

- 家庭で使用した歯ブラシをよく洗い、乾かしてお持ちください。
- ※掃除に使用した歯ブラシも収集できます。
- ※収集不可なもの：電動歯ブラシの付け替えブラシ、天然毛の歯ブラシ、歯間ブラシ

## 使用済みインクカートリッジリサイクル

使用済みのインクカートリッジを収集することにより、仕分け拠点の障がい者雇用や環境への貢献を図っています。

- どのメーカーのものでも可能ですが、回収箱が分かれていますので投入の際はご注意ください。
- ※インクカートリッジのみ投入ください。(袋や、箱は入れないでください。)

## 使い捨てコンタクトレンズケースの空ケースリサイクル

回収した空ケースの再資源化による環境保全や障がい者の自立・就業支援のほか、資源化により得た収益の全額を日本アイバンク協会へ寄付し、角膜の病気による視力障がいの方の視力回復のために役立てられています。

- どのメーカー製でも収集対象です。
- アルミシールは完全にはがし、シール残りがないようにしてお持ちください。
- ※使い捨てレンズの空ケース以外は、収集対象外です。

## 使用済み使い捨てカイロリサイクル

収集したカイロは、業者でリサイクルされ、水をきれいにするために利用されています。

- ※貼るタイプも収集対象です。

定期的なし尿の収集が必要になった場合、事前に登録(申込み)をしていただく必要があります。また、転出や水洗便所への切換えなどによってし尿収集が不要になった場合、登録内容の変更・取消しの必要がありますので、電話でご連絡ください。

申請方法及び登録内容・取消し方法 浄化センター ☎33-5727

## 浄化槽を正しく使おう

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因となってしまいます。

浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、次のような義務を課しています。

- 浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数を行い、その記録を3年間保存しなければならない。ただし、保守点検や清掃を資格のある業者に委託することができる。
- 指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。これには、浄化槽設置後一定期間に行う検査と毎年行う検査の2種類の検査がある。

## し尿くみ取り・浄化槽清掃について

浄化槽清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務付けられています。し尿くみ取り・浄化槽清掃は、必ず田原本町の許可を受けた業者に委託してください。(田原本町の許可を受けた業者以外は行えません)

許可業者

おおやまと環境整美事業協同組合 ☎0745-52-2982

## 浄化槽の保守点検について

浄化槽の「保守点検」では、浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、汚泥の状況を確認し、通常実施される年1回の清掃以外に必要となる汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といったことを行います。

家庭用の小型合併処理浄化槽では4ヶ月に1回(処理対象人員が21人以上のものは3ヶ月に1回)以上行うよう定められています。

## 浄化槽の法定検査について

浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この法定検査で確認する大変重要な検査です。

これらの検査は「浄化槽法」に定められていることから、法定検査と呼びますが、浄化槽を使い始めて3ヶ月経過してから5ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査」(7条検査)と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」(11条検査)があります。

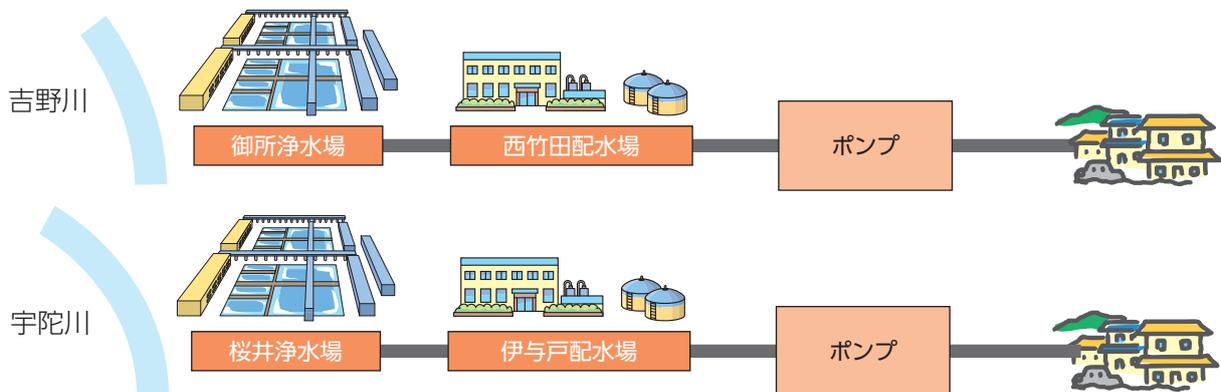
法定検査を受けていない人は、必ず一般社団法人奈良県環境保全協会へ依頼してください。



暮らしの環境

## 田原本町の飲料水

現在、田原本町では、奈良県営御所浄水場でつくられた吉野川の水を西竹田配水場に、奈良県営桜井浄水場でつくられた宇陀川の水を伊与戸配水場へ、それぞれの受水タンクに貯槽し、皆様の家庭にお届けしています。



## 水道の新設・修繕など

- 家の新築などで給水装置を新設される時や、現在使われている水道で改造や増設、修繕または撤去されるときは、磯城郡水道企業団指定給水装置工事事業者に依頼してください。事業者については、工務課までお問い合わせください。
- 水道メーターから宅地側(私有地内)は、所有者(使用者)に管理責任がありますので、修理代などの費用は個人負担(有料)となります。

## 水道の使用開始・中止

水道の使用を開始されるときは、住所・氏名を2~3日前までにご連絡ください。

また、使用を中止されるときは、中止したい日と『使用水量のお知らせ』に記載してある水栓番号をご連絡ください。

ご連絡は平日の午前8時30分~午後5時15分をお願いします。土・日・祝日、年末年始については、業務をしていませんのでご注意ください。

## 水道の検針にご協力を

水道メーターの検針は隔月です。10日前後の検針区域と20日前後の検針区域の二地域があります。メーターの検針を行い「使用水量のお知らせ」を投函します。検針の際は、スムーズにメーター確認などができますよう次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上には車両や植木鉢など物を置かないでください。
- 犬はつないでメーターボックスから離してください。

## 上水道料金

### 水道料金表 平成23年9月分から

基本料金1ヵ月につき	600円
1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき	130円
11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき	170円
21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき	215円
31m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき	285円
41m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき	295円
51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき	330円
101m <sup>3</sup> 以上1m <sup>3</sup> につき	370円

料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額の10円未満の端数を切り捨てた額とする。

## 水道料金のお支払い方法

口座振替・納入通知書による納付がありますが、口座振替のご協力をお願いします。

口座振替の手続きは取扱金融機関へお願いします。

### 取扱金融機関

口座振替による取扱金融機関並びに、納入通知書の取扱場所は下記のとおりです。

10日前後の検針区域は28日引落とし、20日前後の検針区域は10日引落としとなります。

### 取扱金融機関

納付場所	口座振替	納入通知書
南都銀行	○	○
奈良中央信用金庫	○	○
大和信用金庫	○	○
りそな銀行	○	×
奈良県農業協同組合	○	○
ゆうちょ銀行(近畿2府4県)	○	○
磯城郡水道企業団	×	○

※金融機関の統廃合などにより名称が変更となる場合があります。

注)記載以外の金融機関では、納入通知書による納付は手数料が自己負担となります。

### コンビニエンスストアでのお支払い方法

バーコード入りの納入通知書であればコンビニエンスストアでお支払いできます。

24時間全国どこでもお支払いできるので、金融機関が休みのときや夜間にも利用できます。

## 漏水について

給水装置(メーターから宅地内の水道管)は個人の財産であり、所有者や使用者の責任で維持管理しなければなりません。また、修理や漏水調査に要する費用など皆さんの負担となりますので、給水装置は注意して十分な管理をしてください。



パイロットメーター

家庭内の蛇口を全部閉めてもパイロットメーターが回っていれば漏水している可能性があります。

すぐに水道メーターボックス内の止水栓を閉めて修理を依頼してください。

## 下水道

下水道は、環境を守るために大切な役割を担っています。下水道によって生活排水は、浄化され河川の美化につながります。

本町では、豊かな自然を守りながら生活環境をよくするために、昭和50年以来住民の皆さんに一日でも早く下水道を利用していただけるよう、下水道の整備に取り組んでいます。

## 公共下水道に接続しましょう

公共下水道の使用ができるようになった際は、次のことを行ってください。

- 台所、風呂場、洗面所、洗濯場などからの排水設備は、すみやかに公共下水道へ接続する工事を行ってください。
- くみ取り式トイレは、3年以内に水洗トイレに改造してください。
- し尿浄化槽式トイレは、し尿浄化槽をすみやかに廃止し、公共下水道へ接続する工事を行ってください。

## 排水設備工事・水洗トイレへの改造工事

排水設備工事・水洗トイレへの改造工事は、町が指定した排水設備指定工事店に直接申し込んでください。排水設備指定工事店でなければ工事を行うことができません。新築・増改築の場合も同じです。貸付を受ける方は、工事の申し込みと同時に排水設備指定工事店に申し込んでください。排水設備指定工事店は、工事の依頼を受けると貸付金の借受申請や工事に関する書類手続きを行います。排水設備指定工事店以外の業者への発注や町長の許可を受けずに施工する違反工事は、しないでください。

なお、「田原本町排水設備指定工事店」は本町下水道課にお問い合わせいただくか、田原本町ホームページでもご確認ください。（「田原本町排水」で検索）

## 排水設備管理の範囲

公共下水道は町が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内などに設置し、家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで、みなさま個人で設置し、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

## 水洗便所改造資金貸付金制度

既設のくみ取り便所を水洗便所に改造される費用に対し、みなさんの負担を少なくするよう貸付をします。

また、し尿浄化槽を撤去し下水道に接続する場合でも貸し付けます。

### 水洗便所改造資金貸付金制度の概要

貸付限度額	1戸1件につき360,000円以内
貸付利息	無利息
償還方法	貸付金交付の日の属する月の翌月から36ヵ月以内の均等月賦償還とし預金口座より振り替えます。
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くみ取り便所が設けられている建築物でかつ、居住の用に供する建築物の所有者または建築物の所有者の同意を得た使用者（改造する者が官公署・会社その他の法人である場合は除く）</li> <li>2. 町税を滞納していない者</li> <li>3. 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である者</li> <li>4. 貸付を受けた資金の償還について充分な支払い能力を有する者</li> <li>5. 確実な連帯保証人（● 町内に居住している者 ● 独立の生計を営んでいる者 ● 町税等を滞納していない者）一人を有する者</li> </ol>

## 下水道使用料

下水道使用料は水道料金とあわせて納めていただきます。

### 水量使用料表

水量使用料表 (平成25年4月分から)

排水区分	1ヵ月当たり排水量 (立方メートル)	1立方メートル当たり 使用料
基本使用料	0～5立方メートル(定額)	500円
従量使用料 (一般排水)	6～300立方メートル	130円
従量使用料 (中間排水)	301～750立方メートル	180円
従量使用料 (特定排水)	751立方メートル～	220円
従量使用料 (公衆浴場)		65円

(税抜き表示)

※算出した合計額に消費税等相当額を加算。その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

### ● 中間排水

公衆浴場及び町長の認める公共・公益(収益事業を行う部分を除く)関係の業種を除いた工場、事業場などから公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え、750立方メートルまでの部分をいいます。

### ● 特定排水

公衆浴場及び町長の認める公共・公益(収益事業を行う部分を除く)関係の業種を除いた工場、事業場などから公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいいます。



## 犬を飼うときは

生後90日を経過した犬は、狂犬病予防法により、生涯に1回の登録と毎年の狂犬病の予防注射を受けなければなりません。登録鑑札および注射済票は、必ず犬の首輪につけましょう。

登録や注射を受けていない犬、および鑑札や注射済票を首輪につけていない犬の飼い主は、法律により処罰されます。

### 登録

#### ●マイクロチップ装着等の義務化と狂犬病予防法特例制度による登録方法

令和4年6月1日から、改正動物愛護管理法が施行され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬について、マイクロチップ装着が義務化されました。そのため令和4年6月1日以降にブリーダーやペットショップから新たに犬を購入した場合、すでにマイクロチップが装着されていますので、新しい飼い主の方は環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて所有者情報を変更登録する必要があります。

またマイクロチップが装着されていない犬に動物病院でマイクロチップを新たに装着した場合は環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて所有者情報登録する必要があります。

これに伴い、田原本町では、マイクロチップ情報の登録または変更登録を完了した犬の飼い主は、狂犬病予防法の登録をしたものとみなし、鑑札の交付手続きを不要とする狂犬病予防法の特例制度に参加しました。

#### ●狂犬病予防法に基づく犬の登録方法

犬がマイクロチップを装着し、かつ環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録しているとき

令和4年6月1日以降に環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて所有者情報の登録または変更登録をした場合、狂犬病予防法に基づく飼い犬登録の手続きは不要です。(狂犬病予防法の特例制度)このとき、登録したマイクロチップは鑑札とみなします。

『犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト』  
(環境省)

犬がマイクロチップを装着していないとき

保健センターで登録し、鑑札を渡します。登録したら鑑札を犬の首輪に着けましょう。犬が迷子になった時に鑑札番号から飼い主が分かります。

**登録手数料** 3,000円

鑑札を破損・紛失した方は、保健センターで再交付を受けてください。

**再交付手数料** 1,600円

### 狂犬病の予防注射済票の交付

県外で狂犬病予防注射を受けた場合は、獣医師の証明書(狂犬病予防注射済証)を持って保健センターに来てください。また、奈良県獣医師会に加入していない獣医師により注射を受けた場合も、保健センターで狂犬病予防注射済票を交付しますので、獣医師の証明書(狂犬病予防注射済証)を持って来てください。

**済票交付手数料** 550円

### 狂犬病の予防注射済票の再交付

狂犬病予防注射済票を破損・紛失した方は、再交付しますので、獣医師の証明書(注射済証)を持って来てください。

**済票交付手数料** 340円

### 犬の所在地の変更にに関する注意点

狂犬病予防法の特例制度に参加していない自治体へ転出された際には、犬の鑑札の交付を受ける必要がありますので、転出先の窓口にご相談ください。

### 狂犬病予防注射集合注射

毎年4~5月ごろに、町内で生後91日以上の子犬を対象とした狂犬病予防集合注射を実施しています。田原本町で犬の登録をしている方には、集合注射の案内を送付しています。

日時・場所については、広報紙にも掲載します。

**注射料金** 3,400円(集合注射)

### 排せつ物の処理はしっかりと

排せつをした後は、すぐに処理をしましょう。臭いなど迷惑に感じている人がいます。散歩時は持ち帰れるよう、袋などを用意しましょう。

### リードを付けない散歩や放し飼いは禁止

リードを付けない散歩や放し飼いは、「奈良県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。

